で、第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一～四　［略］

五　登録の申請をしようとする者が自ら認証に係る製品試験（法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。）を行う試験所を有する場合であって、当該試験所について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合にあっては、次の事項を記載した書類

イ～ヘ　［略］

（登録証の交付）

第六条　主務大臣は、登録をしたときは、当該登録をした認証機関に、法第四十一条第二項各号に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

（登録の更新の申請）

第七条　登録認証機関は、法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の六月前までに、様式第五による申請書に第五条各号に掲げる書類（同条第二号へ及び第五号イに掲げる事項を除く。）を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一　既に主務大臣に提出している第五条各号の書類の内容に変更がないとき。

二　第五条各号に掲げる書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録認証省令第五条各号の書類又は役務認証命令第五条各号の書類の内容と同一であるとき。

（事業承継の届出）

第八条　法第四十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

2　［略］

（認証に係る審査の実施時期及び頻度）

第九条　法第三十条第三項及び第三十一条第二項（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一　［略］	［略］	［略］
二　国内登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）から工場又は事業場を変更し、又は追加する場合に、当該工場又は事業場において製造し、又は加工する既に認証を受けている鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき	［略］	［略］

［新設］

（事業承継の届出）

第八条　法第四十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

2　［略］

（認証に係る審査の実施時期及び頻度）

第九条　法第三十一条第二項第一号の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一　［略］	［略］	［略］
二　登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）から工場又は事業場を変更し、又は追加する場合に、当該工場又は事業場において製造し、又は加工する既に認証を受けている鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき	［略］	［略］